平成31年1月28日 健康福祉局地域包括ケア推進室

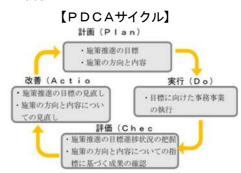
川崎市・各区地域福祉計画の評価について

1 これまでの評価について

- ・川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しについては、これまでも、学識経験者や福祉関係団体の代表者 等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において実施してきました。
- ・各区地域福祉計画については、市の計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議(会議名は、別名称の区もあり)において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

2 第5期川崎市・各区地域福祉計画 (平成30(2018)~平成32(2020)年度)の評価について

- ・第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検を踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクル(右図参照)により、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行います。
- ・具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら 評価を行い、計画の進行管理を継続して行うことにより、第6期計画(平成33 (2021) ~平成35 (2023) 年度)の策定につなげます。



【具体的な評価の手順】

- (1) 市計画については、国の地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえて、関連する事務事業ごとに計画書へ記載していることから(下図参照)、川崎市総合計画と整合を取り、地域福祉計画の評価の際に、毎年実施する総合計画の中間評価の情報を材料として活用します。
- (2) 区計画については、各区地域福祉計画推進会議で検討を行い、行政が実施する事業とともに、地域での活動や区が地域と連携して実施している取組も計画に記載していることから、年次ごとの目標は記載せず、事業・取組の説明を行う形を採っています(下図参照)。
- (3) そのため、第5期の評価については、行政が実施する事業とともに、地域での活動について、行政としてどのように支援が図られたかを評価することとし、区計画の評価を包含して、市計画と一括で評価することとします。
- (4) なお、具体的な評価については、①各区の重点的な取組を中心に、各区地域福祉計画推進会議で振り返りを行うとともに、②総合計画とリンクした事務事業ごとの客観的指標による評価を行い、③基本目標を中心に、主観的な指標を加味して、内容を複合的に概観し、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会で総評を加え、毎年評価を行うこととします。



※第4期川崎市地域福祉計画最終年(29年度)の評価については、第5期計画における評価手法によりプレ評価を 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(平成31年1月18日開催)において実施しました。

※今後、地域福祉計画の評価を、地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組等の検証の1つして活用していきます。